

保険薬局部会ニュース

令和4年7月5日

広島県薬剤師会保険薬局部会

お盆中の調剤について

要件を満たす薬局*が、8月13日・15日・16日、中国四国厚生局に薬局の休業日（終日）として届け出ている場合、その届け出た期間中に、地域薬剤師会の輪番制で当番薬局として開局した際は、時間外加算を算定することができます。（2020年版保険薬局業務指針P99参照）

この場合、店内に輪番制で開局している旨を掲示し、時間外扱いであることを告知してください。明細書の発行が義務づけられており、患者に説明できない加算を算定することはできません。

地域薬剤師会の輪番制に参加するには、保険薬局部会会員で、応需薬局登録（県薬ホームページで一覧できます）が必要です。所属の地域薬剤師会にご確認ください。

* 要件を満たす薬局

保険薬局部会会員・応需薬局登録済であり、支部当番薬局として、開局している

